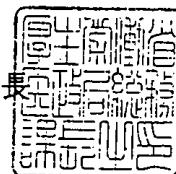


八

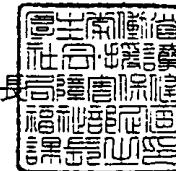
医 総 発 第 1 4 号
障 企 発 第 3 2 号
老 総 発 第 7 号
平成 13 年 7 月 4 日

各 都道府県 衛生 主管 (部) 局長 殿
指定都市 民生

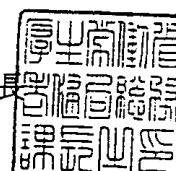
厚 生 労 働 省 医 政 局 総 務 課 長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚 生 労 働 省 老 健 局 総 務 課 長



おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて

標記については、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(昭和 62 年 12 月 18 日健政発第 659 号・健医発第 1376 号・社老第 128 号・保文発第 851 号国税庁長官あて厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長連名照会) 及び「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(昭和 62 年 12 月 24 日直所 3-11 厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長あて国税庁次長回答) により取り扱われていたところである。

これによると、医療費控除の対象となるおむつ代は、上記照会の別紙「おむつ使用証明書」の発行日以降のものに限られることから、従前の取扱いにおいては治療開始日以降で証明書発行日以前のものについては対象外とされていた。

今般、この取扱いについて「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(平

成13年6月29日医政発第297号・障発第276号・老発第252号・保発第151号国税庁課税部長あて厚生労働省医政局長・社会・援護局障害保健福祉部長・老健局長・保険局長連名照会) (別添1) 及び「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(平成13年7月3日課個2-14厚生労働省医政局長・社会・援護局・障害保健福祉部長・老健局長・保険局長あて国税庁課税部長回答) (別添2) により下記のとおり改正されたので、貴管下関係機関等に対して御周知願いたい。

なお、(社)日本医師会、(社)日本病院会、(社)全日本病院協会、(社)日本医療法人協会及び(社)日本精神病院協会については、別途同趣旨の通知を行っているので、念のため申し添える。

おって、昭和63年1月6日付け総第1号・健医老老第1号・社更第2号・社老第1号・保険発第3号厚生省健康政策局総務課長・保健医療局老人保健部老人保健課長・社会局更正課長・社会局老人福祉課長・保険局企画課長連名通知「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」は廃止する。

記

1 おむつ使用証明書の改正

「必要期間」欄を中心に改正。

改正前のおむつ使用証明書は「別紙1」、改正後のおむつ使用証明書は「別紙2」のとおり(改正部分は別紙2の二重下線部。)。

2 平成13年分の医療費控除に係る経過措置

- (1) 平成13年分の医療費控除に限って、改正前の証明書の使用を認める。
- (2) 改正前の証明書を使用する場合、以下のいずれの方法による証明も認める。
 - ① 従前どおりの証明
 - ② 「必要期間」欄に現に必要となった期間の始期及び終期の年月日を明示した上での証明

おむつ使用証明書				
患者	住所			
	氏名			
	生年月日			
傷病名	によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。			
治療状況	入院(所)中	在宅で治療中		
必要期間	発行日から	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上
上記の者は、頭書の傷病により、現に治療を継続中であり、このためおむつの使用が必要であることを証明する。				
昭和 年 月 日				
医療機関名 _____				
住 所 _____				
医師 氏名 _____ ㊞				
(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。				
(注) 2 「必要期間」が年をまたがる場合は、その年末までに、また、「必要期間」経過後ににおいて更に治療のためおむつが必要と認められこととなつた場合は、その期間経過前に、改めて証明書を発行すること。				

- ① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

おむつ使用証明書					
患者	住所				
	氏名			性別	<u>男・女</u>
	生年月日	<u>年 月 日生</u>			
傷病名	によりおおむね6か月以上にわたり寝つきり状態にある又はあると認められる。				
治療状況	入院(所)中			在宅で治療中	
必要期間	<u>始期</u> <u>(イ)</u>	年	月	日から	又は <input type="checkbox"/> <u>年1月1日から</u>
	<u>終期</u> <u>(イ)</u>	年	月まで	又は <input type="checkbox"/> <u>同年末まで</u>	
	<u>(※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で印んでください。)</u>				
上記の者は、頭書の傷病により、 <u>必要期間中の治療に際し</u> 、おむつの使用が必要であることを証明する。					
<u>年 月 日</u>					
医療機関名 _____					
<u>所在地</u> _____					
医師氏名 _____ 印					
(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。					
(注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても <input type="checkbox"/> を○で印むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。					

- ① この証明書は、おむつ代（紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。）について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。



医政発第297号
障発第276号
老発第252号
保発第151号
平成13年6月29日

国税庁課税部長 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長

厚生労働省保険局長

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて

標記については、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（昭和62年12月18日健政発第659号・健医発第1376号・社老第128号・保文発第851号国税庁長官あて厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長連名照会）及び「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（昭和62年12月24日直所3-

1 1 厚生省健康政策局長・保健医療局長・社会局長・保険局長あて国税
庁次長回答)により取り扱われているところである。

これによると、医療費控除の対象となるおむつ代は、上記照会の別紙
「おむつ使用証明書」(別添1)の発行日以降のものに限られることから、現行の取扱いにおいては治療開始日以降で証明書発行日以前のものについて対象外とされている。

しかしながら、証明書発行日以前のものであっても、医師の治療を受けるため直接必要な費用と認められれば、証明書発行日以降と同様に医療費控除の対象としてもよいものと解されるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

なお、平成13年1月1日以降、おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて、同証明書を別添2のとおり変更(変更部分は二重下線部)すること及び平成13年分の医療費控除に限って従前の証明書によるこ^ととを認め、これについて従前どおりの証明又は改正後の証明書と同様の取扱いが可能となるよう「必要期間」欄に現に必要となった期間の始期及び終期の年月日を明示した上で証明いずれの方法も認めることについて、貴庁の見解を併せてお伺いする。

おむつ使用證明書				
患 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
傷 病 名	によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。			
治 療 状 況	入院(所)中	在宅で治療中		
必 要 期 間	発行日から	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上
上記の者は、頭書の傷病により、現に治療を継続中であり、このためおむつの使用が必要であることを証明する。				
昭和 年 月 日				
医療機関名 _____				
住 所 _____				
医 師 氏 名 _____ 印				
(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。				
(注) 2 「必要期間」が年をまたがる場合は、その年末までに、また、「必要期間」経過後に おいて更に治療のためおむつが必要と認められこととなつた場合は、その期間経過前に、改めて証明書を発行すること。				

- ① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

おむつ使用證明書					
患者	住所				
	氏名			性別	<u>男・女</u>
	生年月日	<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u> 生			
傷病名	によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。				
治療状況	入院(所)中			在宅で治療中	
必要期間	<u>始期</u> <u>(イ)</u>	年	月	日	から 又は <input type="checkbox"/> 年 <u>1月1日</u> から
	<u>終期</u> <u>(イ)</u>	年	月	日	まで 又は <input type="checkbox"/> 同年末まで
	(※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で印んでください。)				
上記の者は、頭書の傷病により、 <u>必要期間中の治療に際し</u> 、おむつの使用が必要であることを証明する。					
<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>					
医療機関名 _____					
<u>所在地</u> _____					
医師氏名 _____ 印					
(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。					
(注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても <input type="checkbox"/> を○で印むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためおむつが必要と認められこととなった場合は、改めて証明書を発行すること。					

- ① この証明書は、おむつ代（紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。）について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。



課 個 2 - 14

平成13年7月3日

厚生労働省

医政局長

社会・援護局障害保健福祉部長

殿

老健局長

保険局長

国税庁課税部長

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて（平成13年6月29日付医政発第297号、障発第276号、老発第252号及び保発第151号照会に対する回答）

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。